

容量価値売買契約書(案)

宮崎県(以下「甲」という。)と○○○○(以下「乙」という。)とは、令和10年度実需給の猿瀬発電所の容量価値売却(発動指令電源)について、次の条項により容量価値売買契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、猿瀬発電所の容量価値売却(発動指令電源)について、本契約書及び別途に定める仕様書に従い、これを履行することとする。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和11年3月31日までとする。

(売却期間)

第3条 容量価値の売却期間は、令和10年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(容量価値等)

第4条 容量価値等は、次のとおりとする。

所在地	発電所名	認可最大出力(kW)
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓	猿瀬	1,700

(単価)

第5条 容量価値単価は、1キロワットあたり金〇〇、〇〇〇円(消費税及び地方消費税額金を含まない。)とする。

(容量価値売買代金)

第6条 乙が甲に支払う容量価値売買代金は、前条で定めた容量価値単価に、次の第3項で定める期待容量を乗じて得た値に、消費税及び地方消費税を加えて得た額とする。

- 2 甲は、想定される容量価値として、最低保証容量を1,000kWとして定めるものとする。
- 3 実効性テストで甲が提供した容量が1,000kW以下となった場合は、最低保証容量を期待容量とし、1,000kW超となった場合は、その容量を期待容量とする。なお、実効性テストを複数回実施した場合であって、1,000kW超を複数回達成した場合は、その中で最も高い容量を期待容量とする。

(実効性テストの回数等)

第7条 実効性テストの時期及び回数は、甲乙協議の上、別途、定める。

- 2 甲は、実効性テストの達成状況を確認するため、電源等リスト全体の期待容量及び電源等リストに登録された各電源等のテスト結果を閲覧できるものとする。なお、乙は、実効性テストの結果について、説明責任を負う。

(代金の支払)

第8条 乙は、第6条第1項で定める容量価値売買代金を甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納付しなければならない。なお、納入通知書に記載されている口座への振込による支払も認めるが、その場合の振込手数料は、乙の負担とする。

(契約保証金)

第9条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

- 2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させるこ

とができる。

(注) 契約保証金が免除される場合

第9条 契約保証金は、免除する。

(損害負担等)

第10条 甲の故意又は重過失による場合を除き、容量市場への供給力提供に関して、次の各号に係る一切の損害は、乙が負担すること。

- (1) 実効性テストにおいて、猿瀬発電所のテスト結果に関わらず、当該発電所が登録されている電源等リストの期待容量が容量確保契約容量未満となった場合に発生する経済的ペナルティ。
- (2) 実需給の発動指令において、乙が提供した供給力がアセスメント対象容量に対して不足した場合に発生する経済的ペナルティ。

(契約の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は引取りを中止させることができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、容量価値売買について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第17条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の締結及び履行に当たって知り得

た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第18条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議等)

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）第8章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県

宮崎県企業局長 松浦 直康

乙 ○○○○

印

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。
(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第6 乙は、甲から使用する機器のID及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第7 乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第9 乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

(ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

(コンピュータウィルス対策)

第11 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

(従事者への周知)

第12 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第13 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第15 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）